



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県労働会館管理規則を廃止する規則 (勤労者福祉課)

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (東部振興)

○ (NPO活動推進課)

○粒子状物質を減少させる装置の指定に関する告示の一部改正 (青空再生課)

○公立大学法人埼玉県立大学業務システム開発業務委託に関する落札者等の公示 (保健医療政策課)

○大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業支援課)

○ (森づくり課)

○保安林の指定施業要件の変更 (森づくり課)

○ (森づくり課)

○秦土地改良区の定款変更認可

(農村整備課)

○測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)

○測量法に基づく公共測量の終了 ("

○県道川越栗橋線の供用の開始 (北本県土)

○開発行為に関する工事の完了公告 (熊谷建築安全センター)

○ (越谷建築安全センター)

○ ("

○ ("

○ ("

○ ("

○ ("

規則

埼玉県労働会館管理規則を廃止する規則をここに公布する。平成二十一年七月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十一号

埼玉県労働会館管理規則を廃止する規則

埼玉県労働会館管理規則(昭和三十七年埼玉県規則第五十号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第十五十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により

定款の変更の認証を受けようとする特定

非営利活動法人から、次のとおり申請書

が提出されたので、同条第五項において

準用する同法第十条第二項の規定により

公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並

びに当該定款の変更の日の属する事業年

度及び翌事業年度の事業計画書及び収支

予算書を申請のあった日から二月間、県

民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東

部地域振興センターにおいて備え置く方

法並びにインターネットを利用する方法

(埼玉県NPO情報ステーション(Url: <http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦

覧に供する。平成二十一年七月二十八日

申請のあった年月日

平成二十一年七月二十一日

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人草加ジュニアオ

ーケストラ

代表者の氏名

野崎 憲司

主たる事務所の所在地

埼玉県草加市稲荷三丁目十三番二十

六号

定款に記載された目的

(変更前)この法人は、児童、青少

1 購入等件名及び数量 公立大学法人埼玉県立大学業務システム開発業務委託 一式	4 落札者の氏名及び住所 エヌイーシーパーソナルシステム南九州株式会社 鹿児島県鹿児島市錦江町9番25号
2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県保健医療部保健医療政策課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	5 落札金額 20,370,000円
3 落札者を決定した日 平成21年6月25日	6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
	7 入札の公告を行った日 平成21年5月1日

埼玉県告示第六十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年七月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャパンホームセンター入間店

入間市下藤沢百七十八―一、百七十八―三、百八十五―一、百八十六―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前) 川畑株式会社 川越市大字小室二十九番地

(変更後) 川畑株式会社 川越市大仙波六百三十五番地一

ハ 変更年月日

平成十九年二月二十日

ニ 届出年月日

平成二十一年六月二十九日

二 縦覧期間

平成二十一年七月二十八日から平成二十一年十一月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年七月二十八日から平成二十一年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年七月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ入間店

入間市下藤沢百七十八―一、百七十八―三、百八十五―一、百八十六―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前) ジャパンホームセンター入間店

(変更後) ケーズデンキ入間店

ハ 変更年月日

平成二十一年六月二十五日

ニ 届出年月日

平成二十一年六月二十九日

二 縦覧期間

平成二十一年七月二十八日から平成二十一年十一月三十日まで
縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年七月二十八日から平成二十一年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年七月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーバリュー東所沢店

所沢市下安松七百八十二―二、五、六、七百八十三―二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前) ジャパンホームバリュー所沢店

(変更後) スーパーバリュー東所沢店

大規模小売店舗において小売業者を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 川畑株式会社 川越市大仙波六百三十五―一

代表取締役 川畑 公男

(変更後) 株式会社スーパーバリュー さいたま市大宮区宮町四丁目

百二十九番地

代表取締役 岸本 七朗

ハ 変更年月日

平成二十一年七月一日

ニ 届出年月日

平成二十一年七月八日

二 縦覧期間

平成二十一年七月二十八日から平成二十一年十一月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年七月二十八日から平成二十一年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年七月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十四年三月二十二日埼玉県告示

第五百五十七号

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採方法 変更しない。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

埼玉県告示第千六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年七月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 秩父市中津川字若沢四八二、四八四、四八五の一、四八五の二、字カマクラ沢四九一、四九二、字アサガラウツ五二九・字大山沢五三〇・五三一
- (以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、字湯立沢五三二、字小品沢五三三、字大若沢五三四の一、五三五、字上山五六五の一、字鎌倉沢五六七の一、五六七の三

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

埼玉県北本県土整備事務所長告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年七月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

イ 立木の伐採方法 変更しない。
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

埼玉県告示第千六十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十一年七月二十二日認可した。

平成二十一年七月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

秦土地改良区

二 事務所所在地

熊谷市

埼玉県告示第千六十六号

測量計画機関の長である杉戸町長職務代理人杉戸町副町長倉持正雄から次のと

おり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年七月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

杉戸町

二 作業種類

公共測量(デジタル撮影、数値地形図修正)

三 作業地域

杉戸町全域

四 作業期間

平成二十一年七月一日から平成二十二年二月二十六日まで

埼玉県告示第千六十七号

測量計画機関の長である鴻巣市長原口和久から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年七月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

鴻巣市

二 作業種類

公共測量(一級基準点測量再設)

三 作業地域

南埼玉郡菖蒲町大字下栢間地内

四 作業期間

平成二十一年七月十日から平成二十一年七月三十一日まで

埼玉県告示第千六十八号

平成二十年埼玉県告示第九十八号で公示した公共測量(二級及び三級基準点測量)は、平成二十年五月二十六日終了した旨測量計画機関の長である独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社地域支社長伊藤節治から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年七月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

鴻巣市

二 作業種類

公共測量(一級基準点測量再設)

三 作業地域

南埼玉郡菖蒲町大字下栢間地内

四 作業期間

平成二十一年七月十日から平成二十一年七月三十一日まで

境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十八日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎本恵樹

